

猪名川町避難行動要支援者制度（概要版）

避難行動要支援者とは・・・

要介護状態や障害等の理由により、避難の呼びかけに気づくことが出来ない、安全な場所へ自力で避難することが難しい、身近に支援を頼める人がいないなど、第三者による支援が必要となる方。

例

- ・車いすなどを使用していて、自力歩行や素早い避難行動が困難な方
- ・視覚や音声による異変、危険に気づくことが困難な方
- ・精神的な障がいなどにより、非常時に的確な判断が難しくなることが予想される方



避難行動要支援者名簿の提供範囲

町は上記の対象となる方の情報を集約した名簿を作成し、以下の支援者（避難支援等関係者）へ名簿情報を提供します。※平時における提供は本人の承諾が必要

ア 自治会、自主防災組織（地域支援団体）

- イ 民生委員・児童委員、消防団
- ウ 消防、社会福祉協議会、警察
- エ その他町長が認める者



支援者名簿の災害時活用方法

猪名川町

①避難情報の発令

町は、人的被害が発生すおそれがある場合、避難情報を発令します。

「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」
「避難指示（緊急）」

②避難情報の発信

町は、いなぼうネット、ホームページ等により、避難情報を発信します。

⑦関係機関との調整

連絡の取れなかった方に対し、直近の状況が分かる医療機関、福祉機関があれば、連絡をします。

地域支援団体

④安否確認等

避難支援等関係者はあらかじめ作成した個別支援計画を活用し、要支援者への安否確認、避難支援などを行います。

⑤情報共有：地域支援団体

避難所で、避難していない要支援者がいないか確認し、必要に応じ、再度安否確認や避難誘導を行います。

⑥確認報告

連絡が取れなかった方など支援活動の結果を役場へ連絡します。

避難行動要支援者

③避難準備

支援者からの連絡に応じすぐに避難できるよう、事前に常備薬など必要なものを持ち出せる準備をします。

～災害に備えて～

必ずしも、地域支援団体が避難支援できるとは限りません。あらかじめ、家族などどうやって避難するか、日頃から顔の見える関係を築くなど、できることをしていきましょう。
また、避難所までの経路を確認するため、防災訓練などにも積極的に参加しましょう。

避難行動要支援者への支援の流れ（猪名川町）

